

地域インフラ群再生戦略マネジメントについて

令和7年1月28日

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課



インフラ老朽化対策に関する国土交通省のこれまでの主な取組

○国土交通省における老朽化対策の取り組み

○ 笹子トンネル天井板崩落事故 [2012.12.2]

○ 2013年を「社会資本メンテナンス元年」に位置付け

○ 「社会資本の維持管理・更新について当面講ずべき措置」策定 [2013.3.21]

○ 「インフラ長寿命化基本計画」策定 [2013.11.29]

○ 「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定
＜計画期間：H26～H32年度＞ [2014.5.21]

○ 「第2次国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定
＜計画期間：R3～R7年度＞ [2022.6.18]

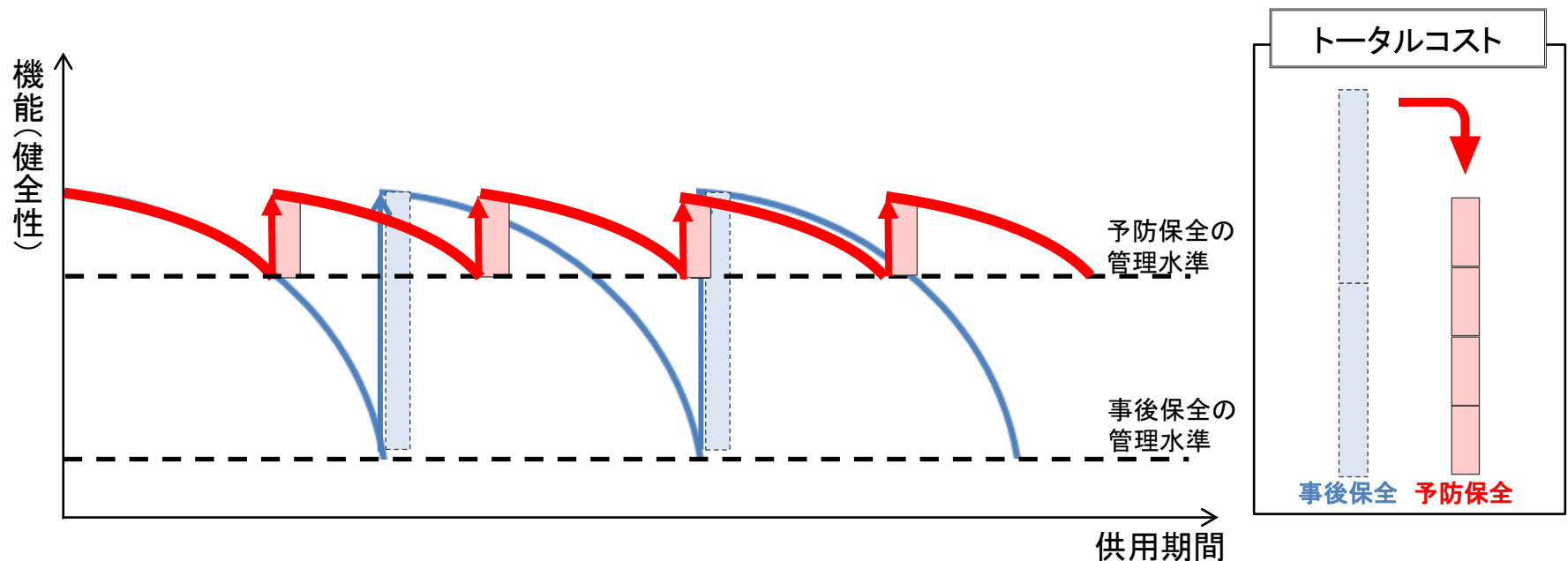
○ インフラメンテナンス第2フェーズに向けた提言
(社整審・交整審技術分科会 技術部会)
『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」～インフラメンテナンス第2フェーズへ～』
[2022.12.2]

○各分野における主な老朽化対策の取り組み

- ①法令等の整備
・道路法、河川法、下水道法、港湾法等の改正 等
- ②基準類の整備
・点検要領等の策定 等
- ③個別施設計画の策定
・計画策定・更新の推進、内容の充実 等
- ④点検・診断／修繕・更新等
・点検の着実な実施、点検結果を踏まえた修繕等の実施 等
- ⑤情報基盤の整備と活用
・データベースの構築、運用 等
- ⑥新技術の開発・導入
・産学官の連携、技術研究開発の促進 等
- ⑦予算管理
・トータルコストの縮減・平準化、予算支援 等
- ⑧体制の構築
・資格制度の充実、相互連携体制の構築 等

- 「事後保全」：施設の損傷が拡大した段階で大規模な修繕等により機能回復を図る
- 「予防保全」：施設の損傷が軽微な段階で予防的な修繕等により機能保持を図る
- 「事後保全」から「予防保全」に転換し、「長寿命化」や「トータルコストの縮減」を図る

【事後保全と予防保全のサイクル(イメージ)】

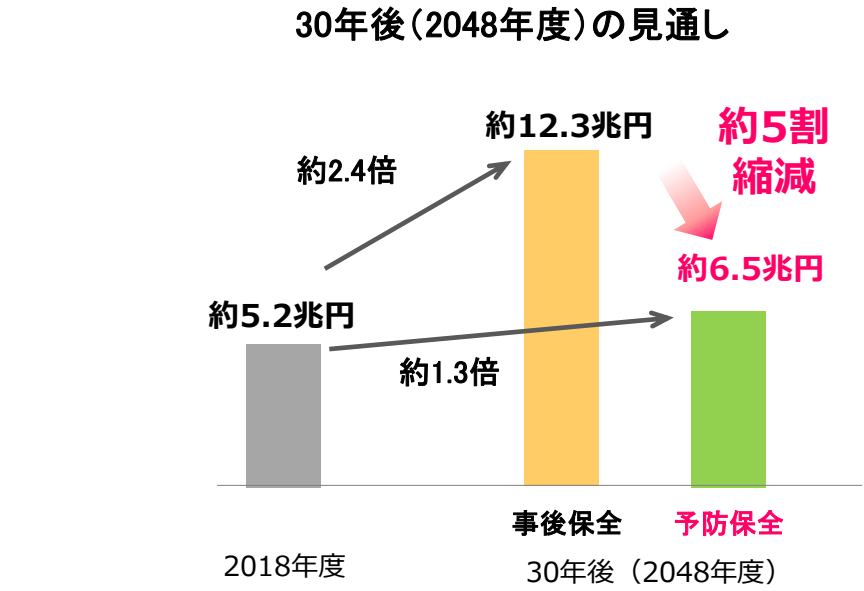


- 事後保全：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。
- 予防保全：施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。

メンテナンスの現況と見通し(予防保全の効果の推計)

- 施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、施設に不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」への転換により、今後増加が見込まれる維持管理・更新費の縮減を図ることが重要。
- 国土交通省が所管するインフラを対象に、将来の維持管理・更新費を推計したところ、「事後保全」の場合、1年当たりの費用は、2048年度には、2018年度の約2.4倍となる見込み。
- 一方、「予防保全」の場合、1年当たりの費用は、2048年度には、「事後保全」の場合と比べて約5割減少し、30年間の累計でも約3割減少する見込み。

【将来の維持管理・更新費用の推計結果(2018年11月30日公表)】



30年後(2048年度)の見通し(累計)

	30年間の合計 (2019～2048年度)
事後保全	約280兆円
予防保全	約190兆円

約3割縮減

※1 国土交通省所管12分野(道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設)の国、都道府県、市町村、地方道路公社、(独)水資源機構、一部事務組合、港務局が管理する施設を対象。

※2 様々な仮定をおいた上で幅を持った値として推計したもの。グラフ及び表ではその最大値を記載。

※3 推計値は不確定要因による増減が想定される。

(参考)用語の定義

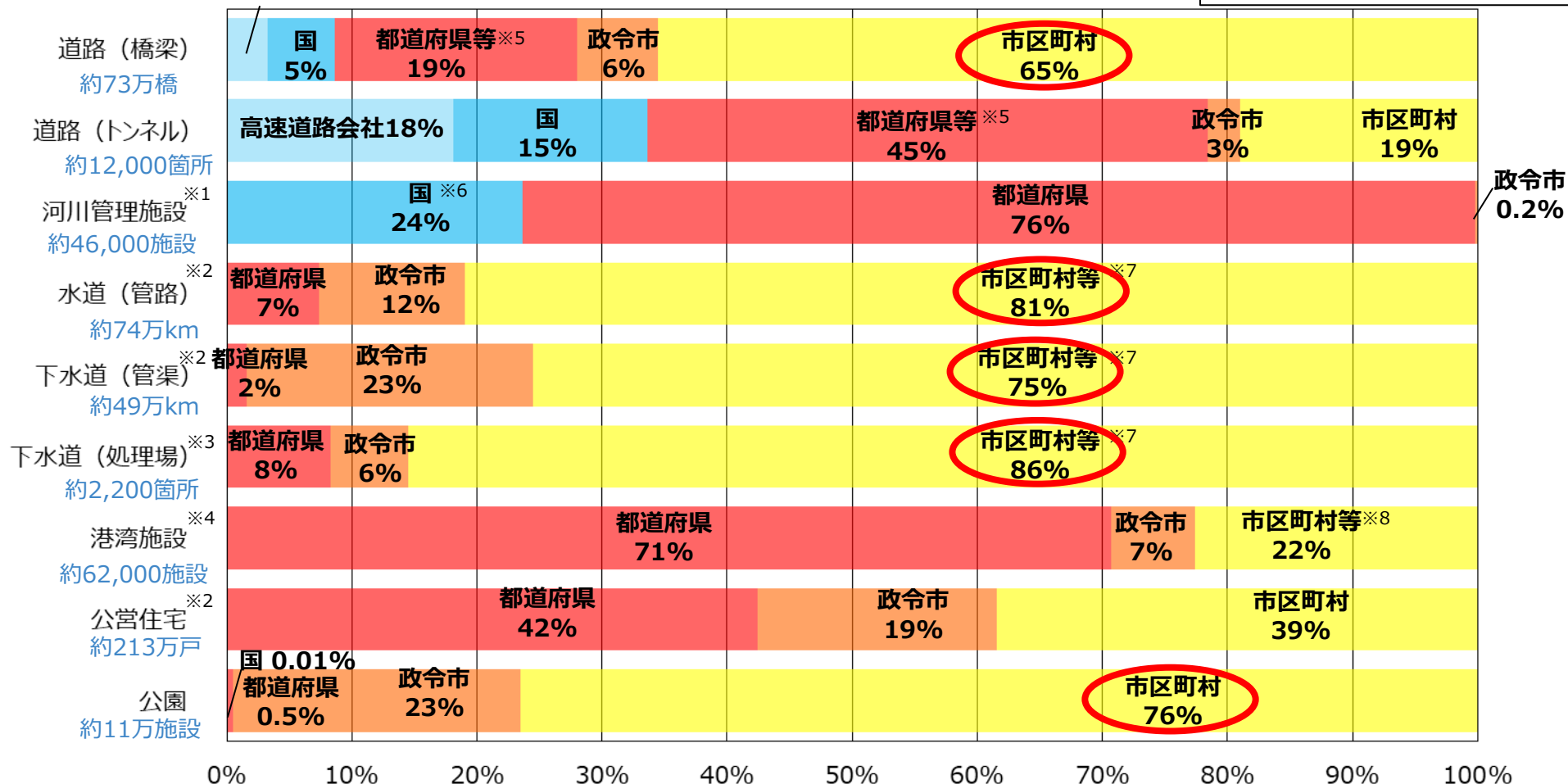
予防保全	施設の機能や性能に不具合が生じる前に修繕等の対策を講じること。
事後保全	施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。

インフラの管理体制の現状(各分野の管理者割合)

○ 各分野において、地方公共団体等が管理するインフラが多い。

R5.3時点（一部除く）国土交通省とりまとめ
※端数処理の都合上、合計は100%にならない

高速道路会社3%



※1 対象はダム、堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他（遊水池、導水路等）

※2 R4.3時点 ※3 R3.3時点 ※4 係留施設、外郭施設、臨港交通施設、水域施設 等

※5 都道府県等には地方道路公社を含む

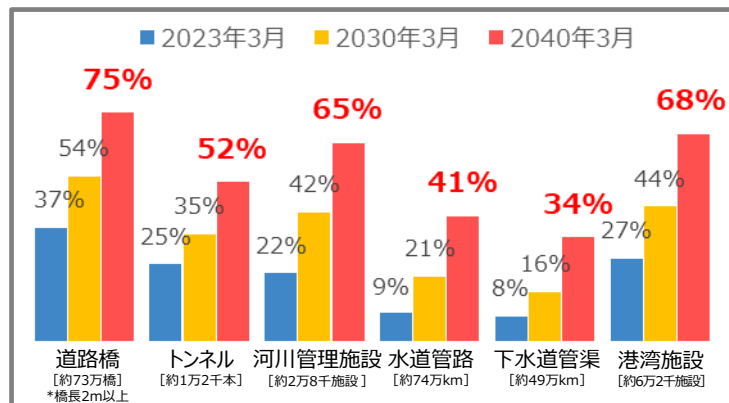
※6 国には独立行政法人を含む

※7 市区町村等には一部事務組合を含む

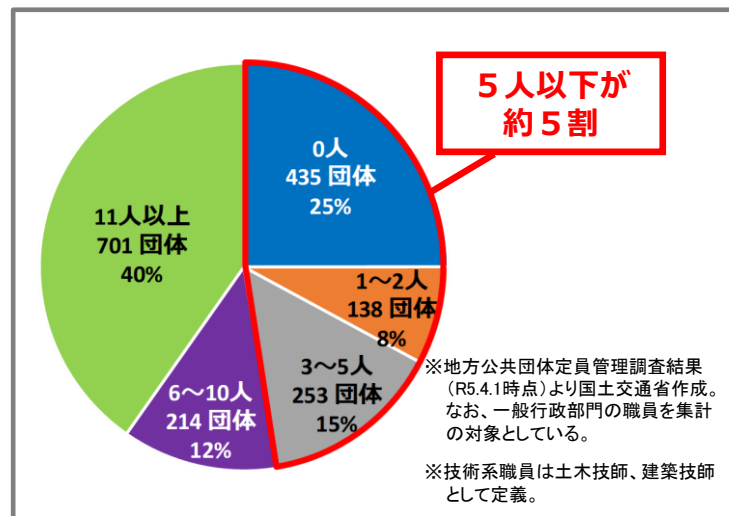
※8 市区町村等には一部事務組合、港務局を含む

○ インフラ長寿命化に向けては、予防保全への転換を担う人的資源等を補完することが重要であることから、広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」の検討を推進。

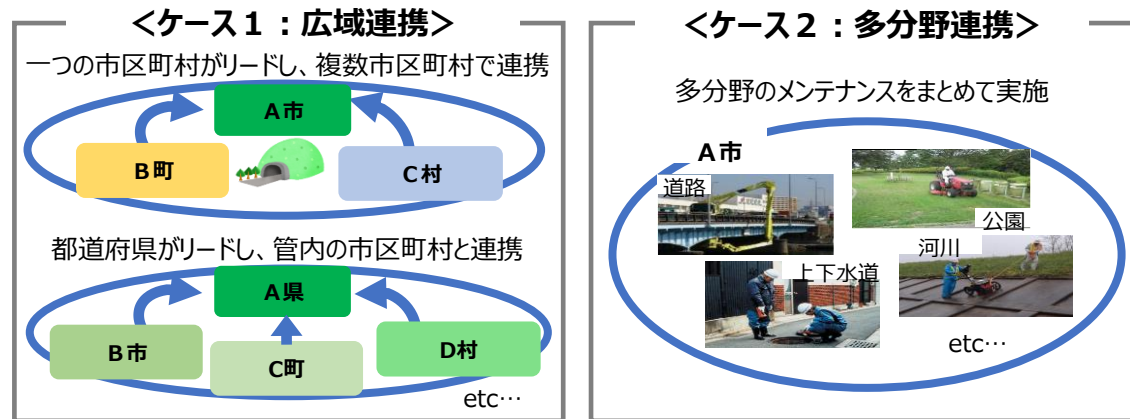
〔建設後50年以上経過する社会資本の割合〕



〔市区町村における技術系職員数〕



〔地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)のイメージ〕



〔群マネの3つの群（＝束ねるもの）〕



期待される効果

- ・技術系職員が一人もない町でも、県や近隣の市などと連携し、技術的な知見を補完
- ・道路、河川、公園等の管理をまとめて発注したり、巡回などの管理業務をまとめて行うことにより、効率化

自治体・事業者間の役割分担の考え方

+

3つの束

「自治体(発注者・業務)」
を束ねる

「事業者」
を束ねる

「技術者」
を束ねる

具体的な方策等

【発注者】

空間

水平連携

垂直連携

【業務】

分野

インフラ分野の
複合化

プロセス

業務プロセスの
複合化

時間軸

契約期間の
複数年化

JV、
事業協同
組合
等

技術的体制、
人材育成
(学との連携)

広域・多分野の先行事例

	単独分野のインフラ	多分野のインフラ
単 独 自 治 体	これまでのインフラ管理 群マネの領域	● 維持管理業務の包括化 * 道路 + 河川 + 砂防（福島県宮下土木事務所：事業協同組合） * 道路 + 公園 + 水路（新潟県三条市：JV） * 上水道 + 下水道 + 農業集落排水（石川県かほく市：JV） 調査や単純な維持管理以外にも発展が必要
複 数 自 治 体	【下水道】 ● 下水道の広域化・共同化【全国各地】 ⇒マニュアル・事例集整備済み、全都道府県で計画策定済み（R4年度末） * 任意の協議会（旭川市）、下水道法の協議会（秋田県）、ほか多数 「広域化・共同化計画策定マニュアル（H31.3策定、R2.4改訂）」 「広域化・共同化計画実施マニュアル（R6.4策定）」 「下水道事業における広域化・共同化事例集（H30.8策定・R6.4更新）」 【上水道】 ● 上水道の広域化・共同化【全国各地】 ⇒マニュアル・事例集整備済み、全都道府県で計画策定済み（R5年度末） * 一部事務組合（群馬県東部8市町）、ほか多数 【道路】 ● 道路橋の点検の地域一括発注【全国各地】 ⇒全国482市区町村（32道府県）で実施（R4年度） * 任意の協議会（秋田県）、広域連合（長野県上伊那郡） - 一部事務組合（長野県下伊那郡土木技術センター組合） ● 道路橋の計画策定、点検、修繕（市町村が県へ委託） * 私法上の委託（奈良県） ● 道路除雪を村が県へ委託 * 業務協定（岐阜県白川村→岐阜県） 上下水道や道路橋点検では複数自治体連携で実施している事例があるが、他分野や修繕等の業務における連携への発展が必要	更なる群マネの発展 ➤ 単独分野における広域連携 ➤ 単独自治体による分野横断 に関する事例を積み上げつつ、広域連携・分野横断の複合事例の構築を目指す

○ 群マネの全国展開に向けて、モデル地域で得られた知見等を踏まえ、**R7年度 手引き策定予定**。

〔群マネモデル地域の類型・対象分野〕

●：広域連携(複数自治体)での検討
○：多分野連携(単独自治体)での検討

類型	自治体	道路	河川	公園	下水道	その他
広域連携	① 垂直連携					
	和歌山県(他1市3町)	●	—	—	—	—
	広島県(他2町)	●	—	—	—	—
	② 水平連携					
	北海道幕別町(他1町)	● ○	—	○	—	—
	大阪府貝塚市(他7市4町)	●	—	●	●	—
多分野連携	兵庫県養父市(他2市2町)	●	—	—	—	—
	奈良県宇陀市(他3村)	●	—	—	—	—
	島根県益田市(他2町)	●	—	—	—	● (農林道)
	秋田県大館市	○	○	○	○	—
	滋賀県草津市	○	○	○	—	—
	広島県三原市	○	○	○	—	—
	山口県下関市	○	○	—	○	○ (臨港道路)

〔施策検討と全国展開の流れ〕

R4.12 国土交通大臣*¹への提言手交

R5.8 群マネ検討会*²の設置

R5.9 群マネモデル地域の公募

R5.12 群マネモデル地域の選定

手引きの策定等に向けて、
群マネ検討会にて議論
(モデル地域における試行 等)

R7年度 「群マネの手引き(仮称)」の策定

全国展開に向けて、
自治体や事業者向けのセミナー開催
(インフラメンテナンス国民会議等との連携も視野)

群マネにより、自治体においても**維持管理を行う体制を確保し、
予防保全を図る**ことによって、**長寿命化、維持管理コストを縮減**

* 1：社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会
『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」
～インフラメンテナンス第2フェーズへ～』

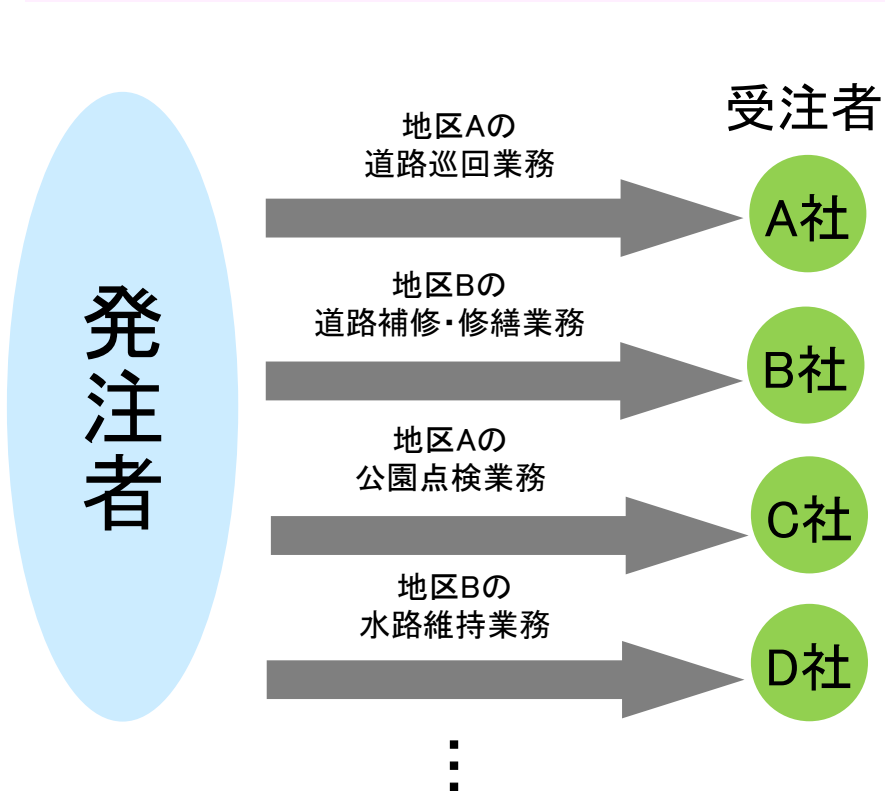
* 2：「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会」及び
「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会」

包括的民間委託の概要

■ 包括的民間委託とは、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に業務を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

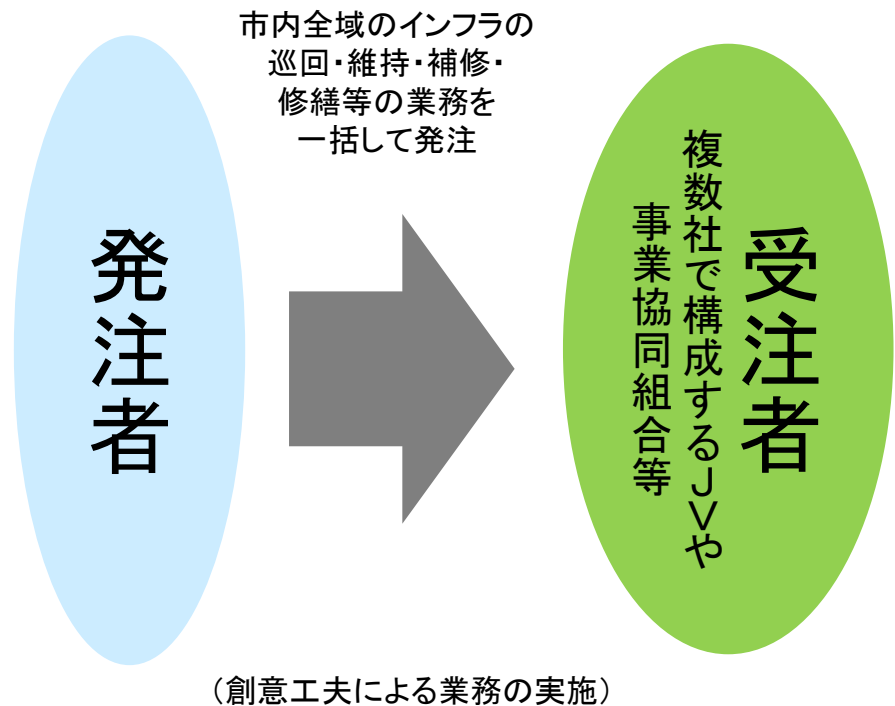
【従来の発注方式例】

個別のインフラ施設について地区・業務ごとに業務を発注し、それぞれの業務を個別の業者が受注



【包括的民間委託の発注方式例】

複数の業務やエリア、分野を包括化し、一つの業務でまとめて発注し、JV等が受注



包括的民間委託の導入事例とその効果

- 府中市や福島県宮下土木事務所等の先進事例では、包括的民間委託を導入してから、エリアの拡大や契約年数を長くするなど、導入範囲を拡大。
- 苦情の減少や地域の建設従業員数の確保などの効果が発現。

包括委託の事例(導入当初)

東京都府中市 【H26年度～】

- ・中心部の道路の維持管理
- ・直営業務の民間化(苦情対応・現地対応)
- ・大手+地元企業のJV

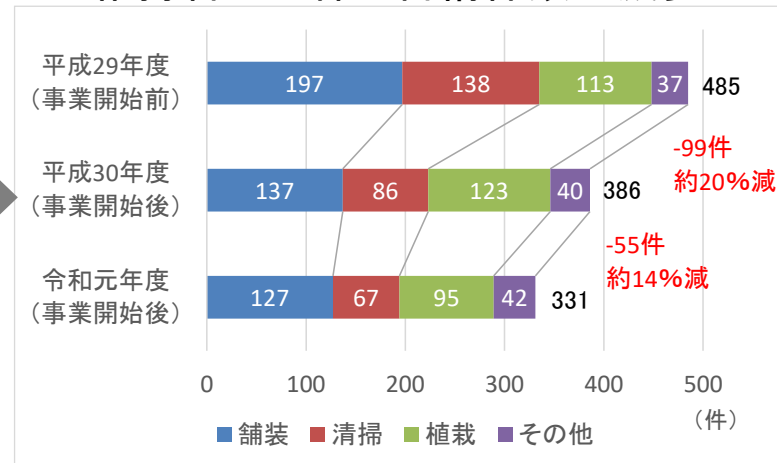
Ⅱ 期目以降の拡大

- ・エリア拡大、総括マネジメント業務の追加

- ・500万円未満の補修工事を単価契約で追加
【いずれもH30年度～】

得られた効果

維持管理に係る苦情件数が減少



福島県宮下土木事務所

【H21年度～】

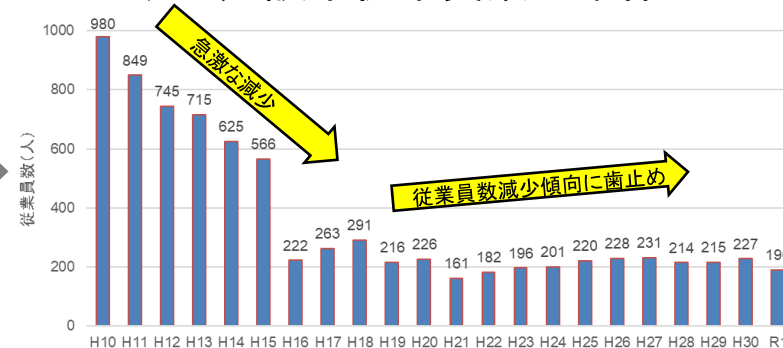
- ・管内全域の道路の維持管理
- ・事業協同組合(地元企業)

- ・単年→2力年

【H25年度～】

- ・構造物等簡易点検の追加
【H29年度～】

地域の建設業従業員数の確保



▲ 包括的民間委託導入

ご清聴ありがとうございました

気になった点、ご質問などあれば、
お気軽にご連絡ください

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課
佐野

sano-m85ac@mlit.go.jp